

①件名			
既存住宅における長期優良住宅の認定手数料について			
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
<p>【背景】 長期にわたり良好な状態で使用するための、優良な住宅の普及を目的とする「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、平成21年度から新築住宅に係る認定を行っていたが、当該施行規則が一部改正されることにより、既存住宅の増築及び改築時における長期優良住宅認定が平成28年4月1日から可能となる。</p> <p>【目的】 従来長期優良住宅の認定手数料に加えて、既存住宅の増築・改築時における長期優良住宅認定手数料を新たに定めるもの。</p>			
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号） ・長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号） ・長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号） ・石巻市手数料条例（平成17年石巻市条例第65号） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>			
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
平成27年10月 既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認定基準案等について国土交通省より事務連絡			
⑤主な内容			
<p>【既存住宅における長期優良住宅建築等計画の認定手数料の制定】 ※新たに新設される手数料については、宮城県と同額とする。</p>			
区分		認定申請手数料（棟単位・円）	
建築物の用途	床面積の合計	登録住宅性能評価機関が交付する「技術的審査の適合書」を添付して申請する場合	建築主が本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅	—	8,500円	64,100円
共同住宅等	500㎡以内のもの	17,100円	151,000円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	30,400円	241,000円
	1,000㎡を超え、2,500㎡以内のもの	43,700円	477,000円
	2,500㎡を超え、5,000㎡以内のもの	81,700円	855,000円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	140,000円	1,470,000円
	10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	231,000円	2,720,000円
	20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	285,000円	3,890,000円
	30,000㎡を超えるもの	304,000円	4,760,000円

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>・既存住宅が長期優良住宅の認定を受けることにより、建物の資産価値の評価が向上し、良質な中古住宅の流通が促進される。 また、ストック重視の住宅政策により、リフォーム市場の活性化が図られる。 ・認定を受けた住宅については、所得税の住宅ローン減税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等について、特例措置を受けることが可能。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県内の特定行政庁（宮城県、仙台市、塩竈市、大崎市）についても同様に改正を行なう予定。</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年1月末 国より長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する告示 平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会へ「石巻市手数料条例」改正案提案 （いずれも平成28年4月1日施行）</p>
<p>⑨その他</p>
<p></p>